

特定小型原動機付自転車に関する規定の施行後 1 年間の状況について

- 1 特定小型原動機付自転車に関する規定の施行後 1 年間（令和 5 年 7 月～令和 6 年 6 月）の事故発生状況等
 - (1) 交通事故の発生状況
 - ・ 事故件数：219件（死者数 0 人、負傷者数 226 人）
 - ・ 都道府県別では東京都での発生が 7 割超、用途別ではレンタルの車両による事故が 9 割超、運転者の年齢別では 20 歳代が 5 割超
 - (2) 交通違反の検挙状況
検挙件数：25,156 件
（主な違反：通行区分違反 13,842 件（55%）、信号無視 7,725 件（31%））
 - (3) 特定小型原動機付自転車運転者講習制度の運用状況
受講者：255 人

- 2 関係事業者による交通安全対策の取組状況
官民協議会で策定したガイドラインに基づき、各種交通安全対策を推進
 - 購入者に対する年齢確認や交通ルール動画を視聴させることを定めた新たな販売フローの確立（販売事業者）
 - アプリを通じた交通ルールテストの実施（シェアリング事業者）
 - 性能等確認を受けた車体のみをウェブサイト上で販売（プラットフォーム提供事業者）
 - ヘルメット着用の周知、ヘルメットの貸出し、無償配布等の実施（シェアリング事業者）

- 3 特定小型原動機付自転車の利用者へのアンケート調査
 - 交通ルールの正誤を問う質問の正答率は、概ね 90% を超えた。
 - 交通ルールを知る機会として 7 割以上の者が交通ルールテストを挙げた。
 - ヘルメットを持っていると回答した者は約 25% であり、当該回答者の中で、特定小型原動機付自転車の運転中、ヘルメットを常に又は概ね着用している者は約 2 割であった。

- 4 今後の取組の方向性
 - ヘルメットの着用促進に向けた取組の強化
 - 関係事業者による交通安全教育の充実
 - 飲酒運転をはじめとする悪質・危険な交通違反に対する重点的な取締りの更なる推進